

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月15日
【発行者名】	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management (Cayman) Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役　ブライアン・バークホルダー （Director, Brian Burkholder）
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、K Y 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・ タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309 （P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　安　達　理 同　橋　本　雅　行
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士　青　野　紘　子 同　須　藤　綾　太 同　新　實　研　人 同　宮　本　康　平
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6775）1000
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）　- プレミアム・キャリー戦略ファンド （Credit Suisse Universal Trust (Cayman)　- Premium Carry Strategy Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】

(i) 当初申込期間

米ドルクラス：

10億米ドル(約1,119億円)を上限とします。

円クラス：

1,000億円を上限とします。

ユーロクラス：

10億ユーロ(約1,299億円)を上限とします。

豪ドルクラス：

15億オーストラリアドル(約1,207億円)を上限とします。

(ii) 継続申込期間

米ドルクラス：

10億米ドル(約1,119億円)を上限とします。

円クラス：

1,000億円を上限とします。

ユーロクラス：

10億ユーロ(約1,299億円)を上限とします。

豪ドルクラス：

15億オーストラリアドル(約1,207億円)を上限とします。

(注) 米ドル、ユーロ、オーストラリアドル(以下「豪ドル」といいま

す。)の円貨換算は、2021年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行
の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.92円、1ユーロ=
129.86円、1豪ドル=80.46円)によります。以下、別段の記載がな
い限り、米ドル、ユーロ、豪ドルの円貨表示は全てこれによるものと
します。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - プレミアム・キャリー戦略ファンド
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Premium Carry Strategy Fund)

(注) プレミアム・キャリー戦略ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラス(個別にまたは総称して、以下「クラス」といいます。)の4種類があります(個別にまたは総称して、以下「受益証券」といいます。)

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

(i) 当初申込期間

米ドルクラス:

10億米ドル(約1,119億円)を上限とします。

円クラス:

1,000億円を上限とします。

ユーロクラス:

10億ユーロ(約1,299億円)を上限とします。

豪ドルクラス:

15億豪ドル(約1,207億円)を上限とします。

(ii) 継続申込期間

米ドルクラス:

10億米ドル(約1,119億円)を上限とします。

円クラス:

1,000億円を上限とします。

ユーロクラス:

10億ユーロ(約1,299億円)を上限とします。

豪ドルクラス:

15億豪ドル(約1,207億円)を上限とします。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスの各受益証券は、それぞれ米ドル建て、円建て、ユーロ建て、豪ドル建て(以下、当該各表示通貨を「基準通貨」といいます。)のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り各基準通貨をもって行います。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

() 当初申込期間

米ドルクラス：

1口当たり10.00米ドル（約1,119円）

円クラス：

1口当たり1,000円

ユーロクラス：

1口当たり10.00ユーロ（約1,299円）

豪ドルクラス：

1口当たり10.00豪ドル（約805円）

（ii）継続申込期間

各クラスの受益証券1口当たりの発行価格は、関連する取引日（以下に定義されます。）に適用される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格

（注）発行価格は下記（8）記載の申込取扱場所に照会することができます。

（5）【申込手数料】

申込金額に応じて、次に掲げる率を申込金額に乗じて得た額とします。

円クラス

申込金額	申込手数料（税込）
1,000万円未満	申込金額の2.20%（税抜2.00%）
1,000万円以上5,000万円未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
5,000万円以上1億円未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
1億円以上3億円未満	申込金額の0.55%（税抜0.50%）
3億円以上	申込金額の0.275%（税抜0.25%）

米ドルクラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラス

申込金額	申込手数料（税込）
10万米ドル／ユーロ／豪ドル未満	申込金額の2.20%（税抜2.00%）
10万米ドル／ユーロ／豪ドル以上 50万米ドル／ユーロ／豪ドル未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
50万米ドル／ユーロ／豪ドル以上 100万米ドル／ユーロ／豪ドル未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
100万米ドル／ユーロ／豪ドル以上 300万米ドル／ユーロ／豪ドル未満	申込金額の0.55%（税抜0.50%）
300万米ドル／ユーロ／豪ドル以上	申込金額の0.275%（税抜0.25%）

詳しくは、日本における販売会社（以下に定義されます。）にお問い合わせ下さい。

（注1）管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。

（注2）申込手数料については、日本における販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。

（注3）円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円（上限）がかかります。

（注4）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

異なるクラス間で、スイッチングを行うことができます。スイッチング手数料はかかりません。

スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われません。

日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合があります。

（６）【申込単位】

（最低当初申込み）

米ドルクラス：3,000米ドル以上0.01米ドル単位

円クラス：50万円以上1円単位

ユーロクラス：3,000ユーロ以上0.01ユーロ単位

豪ドルクラス：3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位

（追加申込み）

米ドルクラス：100米ドル以上0.01米ドル単位

円クラス：1万円以上1円単位

ユーロクラス：100ユーロ以上0.01ユーロ単位

豪ドルクラス：100豪ドル以上0.01豪ドル単位

（注１）または、管理会社がその裁量により決定するその他金額とします。

（注２）各クラスの申込みに関して発行される受益証券の口数は、受益証券の1,000分の１口単位で計算されます。

（注３）日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

（ｉ）当初申込期間

2021年12月１日（水曜日）から2021年12月17日（金曜日）まで

（ii）継続申込期間

2021年12月21日（火曜日）から2023年７月31日（月曜日）まで

（注１）申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（注２）申込みの取扱いは各取引日に行われ、日本における販売会社の申込締切時間（日本時間午後３時）までとします。

（注３）上記時刻以降の申込みは、翌国内営業日（「国内営業日」については、以下に定義されます。）になされたものとして取り扱われます。

（８）【申込取扱場所】

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ホームページ：<https://www.smbctb.co.jp>

電話番号：03-6854-6800（通話料有料）

（以下「ＳＭＢＣ信託銀行」、「日本における販売会社」または「販売会社」といいます。）

（９）【払込期日】

投資家は、国内約定日から起算して３国内営業日目（以下「払込日」といいます。）までに、販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、販売会社の定めるところにより、払込日以前に申込金額の支払いが求められることがあります。

申込金額は、日本における販売会社によって、該当する取引日から４ファンド営業日（以下「支払日」といいます。）以内に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーのファンド口座に払い込まれます。米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスに関する支払いは、それぞれ米ドル貨、円貨、ユーロ貨および豪ドル貨で行わなければなりません。

「国内約定日」とは、申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、申込日の翌々国内営業日）をいいます。

「取引日」とは、各ファンド営業日および／またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除きます。)、および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の営業日、ニューヨーク、東京およびシドニーの銀行の営業日ならびに汎欧州即時グロス決済システム(TARGET)もしくはその後継システムが決済を行っている各日(毎年12月24日を除きます。)またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の場所におけるその他の日をいいます。

(10)【払込取扱場所】

株式会社S M B C 信託銀行
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12)【その他】

(イ) 申込証拠金はあります。

(ロ) 引受等の概要

S M B C 信託銀行は、管理会社との間で、2021年11月5日に締結した日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する目論見書、決算報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の協会員をいいます。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、米ドルクラスは米ドル貨、円クラスは円貨、ユーロクラスはユーロ貨、豪ドルクラスは豪ドル貨により支払うものとします。外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。円資金から該当通貨に交換したうえで申込む場合、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。

申込金額は、日本における販売会社によって、各支払日までに、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーのファンド口座に払い込まれます。米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスに関する支払いは、それぞれ米ドル貨、円貨、ユーロ貨および豪ドル貨で行わなければなりません。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、代表的な米国の株価指数（以下「参照指数」といいます。）を原資産としたプット・オプションを売却する想定上の取引戦略（以下「本戦略」といいます。）に対するエクスポージャーを提供することにより、投資者に中長期的な資本成長を提供することです。当初、参照指数はS&P500指数（ブルームバーグ社のティッカーは「SPX Index」）（以下「当初参照指数」といいます。）とします。ただし、潜在的投資者は、管理会社は参照指数を別の代表的な米国の株価指数と入れ替えることがある点に留意すべきであり、この場合、管理会社は、このような入れ替えが受益者の利益に適い、その条件はファンドの投資目的に適っていると考えています。当初参照指数は、米国の証券取引所に上場している大企業500社のパフォーマンスを追跡する株式市場の指数です。

本戦略は、プット・オプションの売却によるオプション・プレミアムを受領し、当該収入を本戦略に再投資することを通じて、安定的な収入の獲得を目指します。本戦略は、参照指数の価格上昇へのエクスポージャーを提供するものではありませんが、原則として、権利行使価格をプット・オプション構築時の参照指数値の92％に設定することで、プット・オプションの満期時において本戦略に損失が生じるまでには、参照指数値は当該期間中に最大8％下落することが可能になり、これにより参照指数値の下落による一定の損失を低減することを目指しています。

本戦略へのエクスポージャーを提供するために、受託会社（以下に定義されます。）はファンドの受託者としての資格において、担保付スワップ・カウンターパーティー（以下に定義されます。）とスワップ取引（以下「担保付スワップ」といいます。）を締結します。担保付スワップは残存期間約5年のトータル・リターン・スワップであり、これに基づき担保付スワップ・カウンターパーティーは本戦略の想定上のエクスポージャーを提供します。

担保付スワップ・カウンターパーティーとは、担保付スワップのカウンターパーティーとして選択された1つ以上の事業体です。疑義を避けるために付言すれば、クレディ・スイスの事業体が担保付スワップ・カウンターパーティーとして指名されることがあります。2021年11月時点では、クレディ・スイス・インターナショナルが担保付スワップ・カウンターパーティーです。本戦略へのエクスポージャーは、原則、担保付スワップ締結時における純資産総額の100％を表すこととなります（プット・オプションは時価評価され、満期前のいかなる時点においても未実現の損失が本戦略の評価に影響することがあることに留意が必要です。）。

純資産総額の上限は、米ドルクラスの場合、10億米ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額、円クラスの場合、1,000億円または管理会社が単独の裁量により決定するその他の額、ユーロクラスの場合、10億ユーロまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額、豪ドルクラスの場合、15億豪ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額です。管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により当該金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

「純資産総額」とは、受託会社の指揮監督の下、管理事務代行会社によって計算されるファンドの資産からファンドの負債を控除した額をいいます。純資産総額は、特に、担保付スワップの計算代理人によって決定される担保付スワップの時価評価額に基づき、各評価日に計算され、米ドルクラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスの場合は、0.005は切り上げて、小数第2位に四捨五入され、円クラスの場合は、0.5は切り上げて、円単位に四捨五入されます。

b．ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下「基本信託証書」といいます。)および2021年10月13日付の補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券を発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

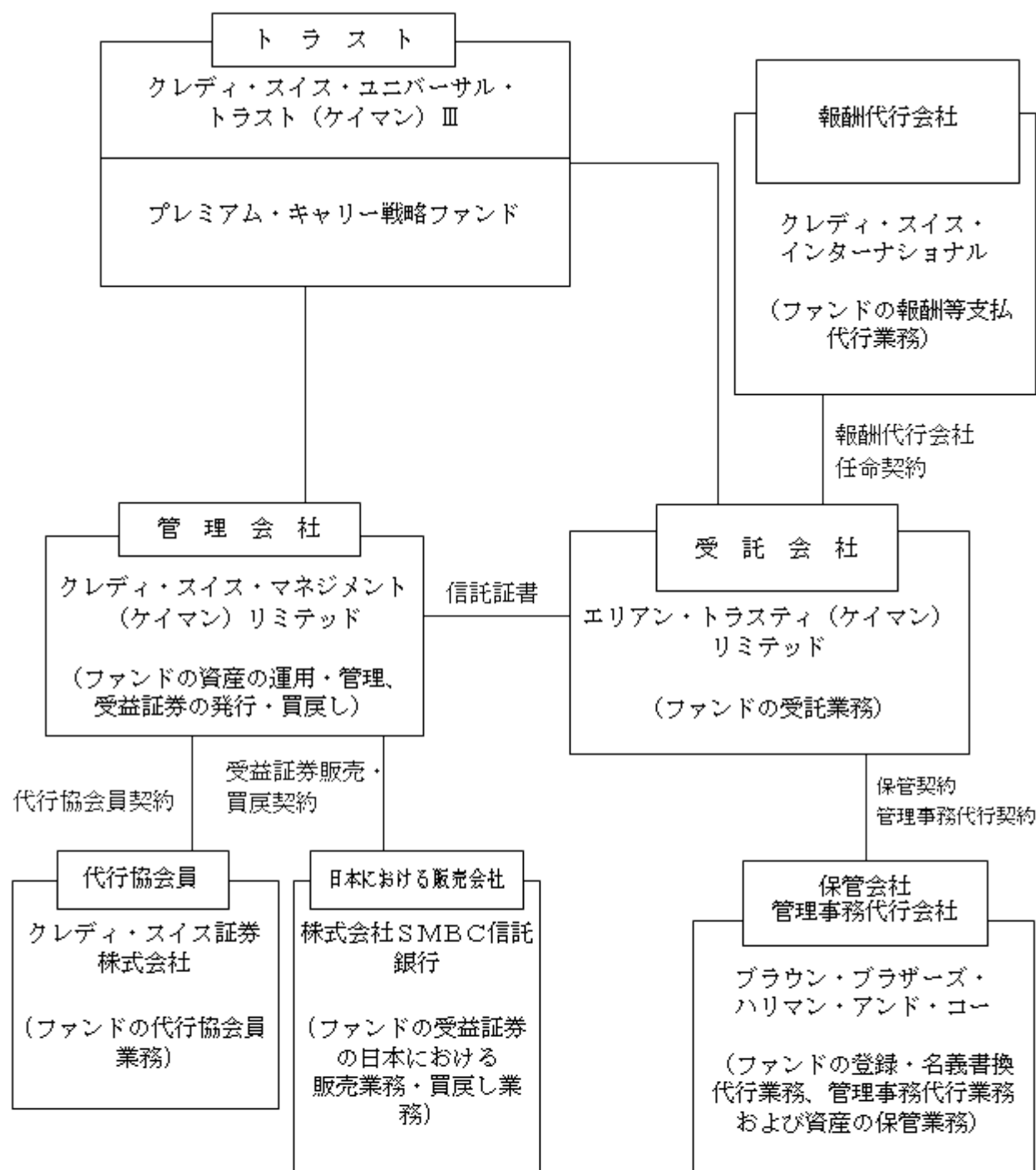
管理会社はケイマン諸島の会社法(以下に定義されます。)に従って、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

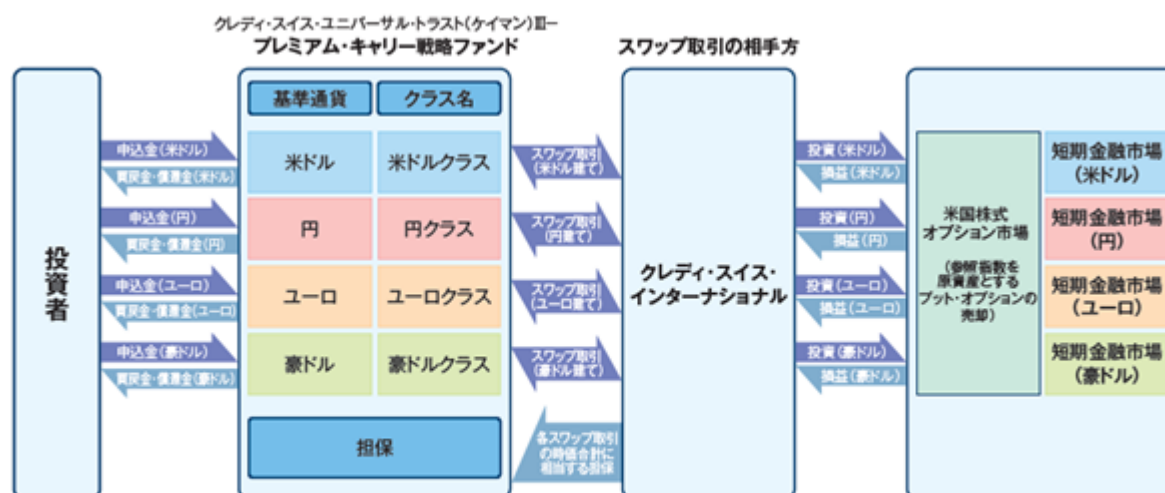
(2) 【ファンドの沿革】

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2021年10月13日	補遺信託証書締結
2021年12月21日	ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み





※各クラスにおいて、各スワップ取引の組入比率を原則として100%に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、参照指数を原資産とするプット・オプション取引(売却)、および各クラスの基準通貨の短期金融市場となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社	2021年12月21日以前の日付で受託会社との間で締結の保管契約（注１）において、保管会社の業務について規定しています。 2021年12月21日以前の日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注２）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
クレディ・スイス証券株式会社	代行協会員	2021年11月11日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注３）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	日本における販売会社	2021年11月５日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注４）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)	報酬代行会社	2021年12月21日以前の日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注５）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。

（注１）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注２）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

（注３）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券１口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および／または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。

（注４）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。

（注５）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management (Cayman) Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2021年9月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約8,226万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマース・センター88階）	735,000株 （100％）

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含みます。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

（ ）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（５）【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目

論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
 - ・ 免許の条件

ファンドの監査人は、KY-1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクエアに所在するケーピーエムジー ケイマン諸島(KPMG, Cayman Islands)です。ファンドは毎年7月31日までは1月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年1月31日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2023年1月31日に終了する期間です。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

- () 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書

と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されません。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は、信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可され、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しているインタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社であり、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的

ファンドの投資目的は、参照指数を原資産としたプット・オプションを売却する本戦略に対するエクスポージャーを提供することにより、投資者に中長期的な資本成長を提供することです。当初、参照指数はS&P500指数（ブルームバーグ社のティッカーは「SPX Index」）とします。ただし、潜在的投資者は、管理会社は参照指数を別の代表的な米国の株価指数と入れ替えることがある点に留意すべきであり、この場合、管理会社は、このような入れ替えが受益者の利益に適い、その条件はファンドの投資目的に適っていると考えています。当初参照指数は、米国の証券取引所に上場している大企業500社のパフォーマンスを追跡する株式市場の指数です。

本戦略は、プット・オプションの売却によるオプション・プレミアムを受領し、当該収入を本戦略に再投資することを通じて、安定的な収入の獲得を目指します。本戦略は、参照指数の価格上昇へのエクスポージャーを提供するものではありませんが、原則として、権利行使価格をプット・オプション構築時の参照指数値の92％に設定することで、プット・オプションの満期時において本戦略に損失が生じるまでには、参照指数値は当該期間中に最大8％下落することが可能になり、これにより参照指数値の下落による一定の損失を低減することを目指しています。

本戦略へのエクスポージャーを提供するために、受託会社は、ファンドの受託者としての資格において、担保付スワップ・カウンターパーティーと担保付スワップを締結します。担保付スワップは、残存期間約5年のトータル・リターン・スワップであり、これに基づき担保付スワップ・カウンターパーティーは本戦略の想定上のエクスポージャーを提供します。本戦略へのエクスポージャーは、原則、担保付スワップ締結時における純資産総額の100％を表すこととなります（プット・オプションは時価評価され、満期前のいかなる時点においても未実現の損失が本戦略の評価に影響することがあることに留意が必要です。）。

本戦略は、原則として、参照指数を原資産とした、満期が1か月前後であり、権利行使価格がオプション構築時の参照指数値の92％であるプット・オプションのシステムティックな想定上の売却で構成されています。投資者は、管理会社が当該プット・オプションの権利行使価格および満期日を変更する裁量を有していることに留意すべきです。かかるポジションは、月次ベースで満期になり、特定の日（当該日を「リバランス日」といいます。）に新たなポジションにロールされることを意図しており、同じリバランス日に、（i）想定上売却されたオプションが失効し、かつ（ii）当該リバランス日に失効するオプションのそれまでの元本部分を含むパフォーマンスに原則として想定上相当する新規のオプション・ポジションが合成的に売却されます。リバランス日は、当初は、ニューヨーク証券取引所が取引を行っている各月の末日に到来する予定であり、最初のリバランス日は2022年1月31日となる予定です。ただし、管理会社は、担保付スワップ・カウンターパーティーと合意の上で、ファンドの存続期間中、リバランス日を追加または削除することを決定することができます。

当初参照指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー（S&P Dow Jones Indices LLC）またはその関連会社（以下「SPDJI」といいます。）の商品であり、これを利用するライセンスがファンドに付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はスタンダード・アンド・プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シー（Standards & Poor's Financial Services LLC）（以下「S&P」といいます。）の登録商標で、Dow Jones®はダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー（Dow Jones Trademark Holdings LLC）（以下「Dow Jones」といいます。）の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがファンドにそれぞれ付与されています。指数に直接投資することはできません。ファンドの受益証券は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して、以下「S&P Dow Jones Indices」といいます。）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、ファンドの受益証券の所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にファン

ドの受益証券への投資の妥当性、または全般的な市場のパフォーマンスを追従する当初参照指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証も行いません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の結果を示したり、保証したりするものではありません。当初参照指数に関して、S&P Dow Jones Indicesとファンドとの間にある唯一の関係は、当初参照指数ならびにS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。当初参照指数はファンドまたはファンドの受益証券に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、当初参照指数の決定、構成または計算においてファンドまたはファンドの受益証券の所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、ファンドの受益証券の価格もしくは数量、もしくはファンドの受益証券の発行もしくは販売のタイミングの決定、またはファンドの受益証券が将来換金、譲渡、もしくは償還される計算式の決定もしくは計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、ファンドの受益証券の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。当初参照指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追従する、またはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーは投資顧問または税務顧問ではありません。非課税証券がポートフォリオに与える影響、および特定の投資判断を行った場合の税務上の影響を評価するためには、税務顧問に相談すべきです。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、または保有の推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとしてみなしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesおよび第三者ライセンサーのいずれも、当初参照指数もしくはその関連データ、または口頭もしくは書面の連絡（電子通信も含まれます。）を含みますがこれに限定されないあらゆる連絡について、その妥当性、正確性、適時性、および/または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、それらに含まれる誤り、欠落または遅滞に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、商品性もしくは特定の目的、使用への適合性に係る、または当初参照指数またはそれに関連するデータを使用することによってファンド、受益証券の所有者、もしくはその他の者や組織が得られる結果についての、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、また、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含みますがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、また、契約上、不法行為、または厳格責任等のいずれであるかを問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesとファンドとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

本戦略に関する情報

ファンドの本戦略へのエクスポージャーは、クレディ・スイス（香港）リミテッドがスポンサーとなっている指数のシリーズであるクレディ・スイス・オプション・インデックス・シリーズに属するトータル・リターン指数（以下総称してまたは個別に「クレディ・スイス・トータル・リターン指数」といいます。）を通じて以下のとおり行われます。

- 受益証券の各クラスが、同一通貨建ての一つまたは複数のクレディ・スイス・トータル・リターン指数に対応します（すなわち、米ドルクラスの場合は米ドル建て、円クラスの場合は円建て、ユーロクラスの場合はユーロ建て、豪ドルクラスの場合は豪ドル建てとなります。）。
- 特定の指数通貨について、かかる関連するクレディ・スイス・トータル・リターン指数はそれぞれ、同一通貨建ての利益の翌日物レートによるリターンに、それがプラスまたはマイナスなものであっても、完全にさらされます（すなわち、2021年11月現在、米ドル建ての場合は米国フェデラル・ファンド実効レート（ブルームバークのティッカー：FEDL01 Index）、

円建ての場合は日本銀行の無担保コール翌日物金利（ブルームバーグのティッカー：MUTKCALM Index）、ユーロ建ての場合はユーロ短期金利（ブルームバーグのティッカー：ESTRON Index）、および豪ドル建ての場合はRBAインターバンク翌日物キャッシュレート（ブルームバーグのティッカー：RBACOR Index）です。

- プット・オプションのプレミアムは、3社以上の市場参加者から入札を募り、最も高いプレミアムが選択され、各リバランス日における相対でのオークション手続により決定されます。
- かかるオークション手続の都度、リバランスのエクスポージャーに対して、クレディ・スイス・トータル・リターン指数値の0.045%の戦略構築費用が課されます。

担保付スワップ

受託会社は、関連するクラスの受益証券の計算で、担保付スワップ・カウンターパーティーとの間で本戦略のパフォーマンスに連動する担保付スワップを締結します。

担保付スワップの取引日は2021年12月21日（以下「スワップ取引日」といいます。）です。各担保付スワップは約5年間のストラクチャーとします（担保付スワップ・カウンターパーティーがその裁量で担保付スワップを延長しないと選択しない限り、ローリングベースで1年間自動的に延長されます。）。

担保付スワップ・カウンターパーティーは、原則としてクレディ・スイス・インターナショナルとします。将来、担保付スワップ・カウンターパーティーは、変更になる場合があります。

クレディ・スイス・インターナショナルは、イングランドおよびウェールズで設立された銀行です。2021年9月30日現在、クレディ・スイス・インターナショナルは、以下の長期優先債務格付けを受けています。「A（ネガティブ見通し）」フィッチ・レーティングス・リミテッド、「A1（安定的見通し）」ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド、および「A+（ネガティブ見通し）」スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド。

クレジット・サポート・アネックス

担保付スワップに基づく担保付スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社の義務の履行を担保するため、ファンドの受託者としての資格における受託会社および担保付スワップ・カウンターパーティーは、2021年12月21日以前の日付で、担保付スワップに関するISDAマスター契約に付随するクレジット・サポート・アネックスを締結し、これに基づき、場合によっては以下を行います。

- (i) 担保付スワップ・カウンターパーティーは、担保付スワップに基づく担保付スワップ・カウンターパーティーに対する受託会社のネット・エクスポージャーの履行を担保するため、ファンドの受託者としての資格における受託会社に対し、適格資産を差し入れます。
- (ii) ファンドの受託者としての資格における受託会社は、担保付スワップに基づく（ファンドの受託者としての資格における）受託会社に対する担保付スワップ・カウンターパーティーのネット・エクスポージャーの履行を担保するため、担保付スワップ・カウンターパーティーに対し、適格資産を差し入れます（または、適格資産の差し入れを確保します。）。

これに関する詳細は、クレジット・サポート・アネックスに記載され、その条件に従います。

◆ ファンドの目的

主として実質的に米国を代表する株式指数（以下「参照指数」といいます。ファンド設立当初はS&P500指数としますが、将来、変更になる場合があります。）を原資産としたプット・オプションを売却する運用戦略により、信託財産の中長期的な成長を目指します。

◆ ファンドの特色

① 担保付スワップ取引（以下「スワップ取引」といいます。）を活用することで、実質的に参照指数を原資産としたプット・オプション（原則として、期間約1ヶ月、権利行使価格はプット・オプション締結時の参照指数値の92%）を売却し、月次ベースでロールすることにより構築される運用戦略（以下「本戦略」といいます。）の投資成果を享受することを目指します。

② プット・オプションの売却によるプレミアムの受領を通じて、安定的なインカム収入の獲得を目指します。

③ 本戦略では、参照指数の下落による損失を低減*しつつ、プレミアムの受領を目指します。

*原則として、参照指数を原資産とした期間約1ヶ月のプット・オプション売却の権利行使価格を本戦略構築時の参照指数値の92%とすることで、約1ヶ月間における参照指数値の下落が8%以内であれば、プット・オプション売却からの損失は最終的には発生しない仕組みとなっています（当該約1ヶ月間の期中においては一時的に損失となることがあります）。

④ ミドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスの4つのクラスがあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

S&P500指数の概要

S&P500指数はS&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーが算出している米国の代表的な株価指数です。ニューヨーク証券取引所やNASDAQなどに上場している企業の中から代表的な500社を選出し、その銘柄の株価を基に算出される、時価総額加重平均型株価指数です。米国株式市場全体の動きを表す指標として機関投資家などに広く利用されています。

免責条項

S&P500はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これを利用するライセンスがファンドに付与されています。

Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがファンドにそれぞれ付与されています。ファンドの受益証券は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

◆ ファンドのしくみ

① 本戦略への投資成果を享受するスワップ取引を行います。

- スワップ取引の対象は、ファンド設立当初はS&P500指数とします。将来、参照指数は変更になる場合があります。
- スワップ取引の相手方は、原則としてクレディ・スイス・インターナショナルとします。将来、スワップ取引の相手方は、変更になる場合があります。

② 米ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラスの4つのクラスがあります。

- (円クラス)(ユーロクラス)(豪ドルクラス)投資元本に相当する翌日物レートの利益(損失)は各クラスの基準通貨建てですが、ブット・オプションの売却部分は米ドル建てであり、このようなブット・オプションの損益部分について為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため、米ドルクラスを除く上記各クラスに係る受益証券1口当たり純資産価格は、ブット・オプションの損益部分について、為替変動の影響を受けます。

◆ スワップ取引の相手方について

クレディ・スイス・インターナショナルの概要

- クレディ・スイス・インターナショナルは、チューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員で、イギリスおよびウェールズの会社法に基づき1990年に設立・登録されました。
- 主な業務は、金利、為替、株式、コモディティ、およびクレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業です。

クレディ・スイス・グループの概要

- クレディ・スイス・グループは、世界50ヶ国以上に拠点をもち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

設立 1856年

役職員数 約48,770名(2020年12月末時点)

(出所)クレディ・スイス作成

(2)【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照下さい。

(3)【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー、ならびに報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナルの社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下のとおりです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・アジア・パシフィック・ストラクチャリング・チームの一員であり、香港のクレディ・スイスのディレクターです。パパベリン氏は、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在クレディ・スイスAPACにおける投資信託、SPVおよび保険商品を含む包括ソリューション開発の責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ(「バラ」)・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービス(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービス(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ピークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービス・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービス(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・

サービス・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービス・アメリカズの経営委員会に所属していました。その他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービス(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2021年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

現在のファンドの分配方針では、受益者に対して分配を行いません。ただし、管理会社は、その裁量により、随時、あるクラスの受益証券に関して分配を行うことを決定することができます。したがって、あるクラスの受益証券に帰属するすべての純利益および実現キャピタル・ゲインは再投資され、かかるクラスの受益証券に帰属する純資産総額に反映されます。

(5)【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の合計価額は純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、私募証券、非上場証券または実物不動産などの直ちに現金化できない非流動性資産に投資してはなりません。ただし、JSDAが公表する外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(随時改訂または差し替えられる場合があります。)が要求する価格の透明性を確保する目的で、適切な措置が講じられている場合は、この例外とします。上記の比率は、買付時または現在の時価のいずれかで計算することができます。
3. 受益者保護に反する、またはファンドの資産の適切な運用に不利益を与える管理会社(または代理人)がファンドを代表して締結するいかなる取引(管理会社(または代理人)が自己または第三者の利益のために行う取引等)も、禁止されています。
4. 管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社(または代理人)は、取得の結果、受託会社または管理会社(または代理人)が管理する全てのミューチュアル・ファンドが保有する、ある企業1社の合計株式数が当該企業の全発行済株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社(または代理人)は、ある企業の株式またはある投資信託の受益証券で、発行会社1社における当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が当該純資産総額の10%を超える場合(当該株式等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)は、ファンドの勘定で、当該企業の株式または当該投資信託の受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で、当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。(注記: 担保付スワップ・カウンターパーティーおよびファンドの受託者としての立場にある受託会社は、担保付スワップに関するISDAマスター契約に付随するクレジット・サポート・アネックスを締結します。これに基づき、担保付スワップ・カウンターパーティーは、ファンドの勘定で保有するデリバティブ・ポジションの時価評価額と同等の査定額の担保を、ファンドに差し入れます。)

8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける有価証券、金銭債権、および匿名組合の出資持分(以下「債券等エクスポージャー」と総称します。)が純資産総額の10%を超える場合(当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で() (上記6項に規定する株式または受益証券以外の)有価証券、() (上記7項に規定するデリバティブ以外の)金銭債権、および()匿名組合の出資持分を保有してはなりません(注記:担保を伴う取引の場合、当該担保の査定額は控除することができ、発行者その他に対する支払義務がある場合、当該支払いの金額は控除することができます。)。
9. 管理会社(または代理人)は、ある発行会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該発行会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。当該20%または上記6、7および8項に定める10%を超えることとなった場合、管理会社は、JSDAの規則に従いエクスポージャーの比率が当該比率以内となるよう必要な全ての措置を講じます。
10. 管理会社(または代理人)は、VaR方式(金融庁告示に定める計算方法をいいます。)により算出したリスク・ウェイトが純資産総額の80%以内になるようデリバティブ取引等を管理します(注記:「デリバティブ取引等」とは、金融商品取引法第2条第20項に定義されるデリバティブ取引(有価証券、金利、外貨もしくはその他の金融商品または指標に基づく上場または非上場の先物、オプション、スワップおよび同様の取引を含み、さらに上場または非上場の新株予約権証券および新投資口予約権証券ならびに商品デリバティブへの投資を含みます。)。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)。

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または() (a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することを決定することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

ファンドが利益を生む保証はありません。ファンドが利益を生まない場合、投資者にはキャピタル・ゲインやインカム収入は提供されず、投資者が受益証券の買戻しに関して受け取る買戻価格は、投資者の当初の投資額を下回る可能性があります。さらに、ファンドは、ポートフォリオ全体を多様化させる効果的な手段として機能しない可能性があります。

3【投資リスク】

リスク要因

1 口当たり純資産価格の変動要因

- 投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- 米ドルクラスは米ドル建て、ユーロクラスはユーロ建て、豪ドルクラスは豪ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。

主な変動要因

価格変動リスク（株式市場リスク）

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。ファンドに組み入れられるスワップ取引の価格は、その対象となる参照指数が株価に関連する指数であるため、短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

価格変動リスク（信用リスク）

ファンドが投資しているスワップ取引等の金融商品や有価証券に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該金融商品や有価証券の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

スワップ取引に関するリスク

ファンドは、スワップ取引を活用するため、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約とおりの取引を実行できず損失を被る可能性があります。

ファンドはクレディ・スイス・インターナショナルとのスワップ契約に基づき、クレディ・スイス・インターナショナルに対して有する債権の時価相当の適格担保をクレディ・スイス・インターナショナルより受け取ることで、信用リスクの低減を図りますが、クレディ・スイス・インターナショナルに倒産や契約不履行その他不測の事態が生じた際には、運用の継続は困難となる場合があります。その場合、将来の投資成果を享受することはできず、また、担保を処分する際に想定した価格で処分できなかったことから損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

<米ドルクラス>

米ドル建て資産に投資するため、米ドル貨から投資する場合には、為替変動のリスクはありません。

<円クラス> <ユーロクラス> <豪ドルクラス>

投資元本に相当する翌日物レートの利益（損失）は各クラスの基準通貨建て、プット・オプションの売却部分については米ドル建てであるため、上記各クラスの基準通貨に対して、米ドル建てのプット・オプションの損益部分について為替変動のリスクが生じます。プット・オプションの損益部分については為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため、上記各クラスに係る受益証券1口当たり純資産価格は、プット・オプションの損益部分について為替変動の影響を受けます。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券には、投資した資本の保護の機能はありません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

「最終買戻日」とは、(i) 2163年12月1日および() 受益証券のクラスに係る強制買戻事由発生後に実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明

瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

あるクラスの受益証券の投資利益(すなわち、初期投資額を上回る全ての受益証券の利益)は、とりわけ当該クラスの受益証券に帰属する関連する本戦略および関連する担保付スワップの原資産のパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーのいずれもファンドの期間中、受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。全ての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーのいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、本戦略、担保付スワップ、ファンドの投資目的またはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーに依拠することができません。

ファンドへの投資

キーパーソン

管理会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、ファンドに関する本戦略の決定をしばしば個人に頼ることがあります。かかる個人を失うことが、ファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

ファンドの実績がないこと

ファンドには運用実績およびパフォーマンス・レコードがありません。管理会社が運用する投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を示唆または予測するものではありません。

流通市場の不在

投資者は、受益証券はいかなる証券取引所にも上場される予定はないため、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続きおよび規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻し通知日から関連する買戻し日までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有するクラスの受益証券に係る受益証券1口当たり純資産価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

クラス間の負債

受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができます。

受益証券の早期買戻し

あるクラスの受益証券を最終買戻日まで保有する受益者は、買戻された各受益証券について、最終買戻日における該当するクラスの受益証券1口当たり最終買戻価格を受け取ります。あるクラスに関連する受益証券1口当たり最終買戻価格は、部分的に、担保付スワップの最終評価予定日時点において適用される本戦略の水準を参照して算出されます。買戻日における、関連するクラスの受益証券の早期買戻しにかかる支払いは、当該買戻日における買戻時点で担保付スワップの計算代理人が決定する、当該クラスの受益証券に帰属する担保付スワップの時価評価に依拠します。特に、当該買戻日時点で適用される、関連する当該時の実勢の本戦略の水準および一般的な市場環境に左右され、その他すべての条件が同等である場合、受益者は、最終買戻日まで受益証券を保有していた場合に受け取るであろう金額よりも少ない額を受け取る可能性があります。

「受益証券1口当たり最終買戻価格」とは、あるクラスの受益証券について、管理事務代行会社はその単独の裁量により、目論見書および本書に従い、最終買戻日(または当該日が評価日でもない場合には、その直前の評価日)における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格として計算する最終買戻価格をいいます

買戻しにより予期される影響

受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、管理会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」に記載のとおり、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載のとおり、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は設定日または取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、あるクラスの受益証券の申込者は、設定日以前または設定日もしくは関連する取引日(該当する場合)から4 ファンド営業日以内に購入代金を決済することが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が該当するクラスの受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、同じクラスの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る(その場合、同じクラスの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する)可能性があります。同様に、同じクラスの受益証券をかかっている期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同じクラスの受益証券を保有する全ての残存受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻された受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は同じクラスの受益証券を保有する受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者は、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、管理会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社および受託会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

あるクラスの受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は当該クラスの受益証券に係る未監査の受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が該当するクラスの受益証券に係る監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が該当するクラスの受益証券に係る監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等及び税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

ファンドの早期終了

ファンドの最終買戻日は2163年12月1日が予定されていますが、潜在的投資者は、強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まることに留意すべきです。強制買戻事由は、(i)いずれかの評価日においてあるクラスの受益証券に帰属する純資産総額が、(a)米ドルクラスの場合、5,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、(b)円クラスの場合、500,000,000円もしくはそれ以下であり、(c)ユーロクラスの場合、5,000,000ユーロもしくはそれ以下であり、(d)豪ドルクラスの場合、7,500,000豪ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が当該クラスの全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合、または(ii)受託会社および管理会社が、当該クラスの全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合(受託会社および管理会社が、受益証券の全部の強制的な買戻しを担保付スワップの終了予定日に行うこと、または担保付スワップの終了日より前に理由を問わず担保付スワップの早期終了事由に基づき行うことに合意する場合を含みますが、これに限定されません。)に発生します。

「評価日」とは、各ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があります。かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社は完全にコミットされたポートフォリ

オに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

受益者の基本通貨に関連する為替リスク(米ドルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券)

米ドルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券は、それぞれ、米ドル建て、ユーロ建て、豪ドル建てです。そのため、投資家の財務活動が主として日本円建てで行われている場合、通貨換算に関連して特定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(日本円に対する米ドル、ユーロおよび/または豪ドル安または日本円の平価切上げに伴う変動を含みます。)および特定の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーがコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーがファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることになります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることになります。

カントリー・リスク(政治的および/または規制リスク)

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際および国内の政治的な動き、政府または地方自治体の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。

コロナウイルス

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症の大流行をパンデミックと宣言しました。新型コロナウイルス感染症の症例は、世界中で多数記録されています。

新型コロナウイルス感染症の影響を完全に予測することは不可能ですが、この流行は世界経済に重大な影響をもたらす可能性が高いです。歴史的に、広範囲での伝染病の大流行は投資心理に影響を及ぼし、世界市場に散発的なボラティリティを引き起こしました。このような影響は、とりわけ、新型コロナウイルス感染症の確認された症例数の世界規模での広がりに応じて、セクター、ビジネス、国家経済にわたり不均等に生じています。航空業、製造業、小売りおよび観光業を含む特定のセクターが現在最も深刻な影響を受けているとみられますが、新型コロナウイルス感染症を抑制できない場合、他のセクターも影響を受けることは疑いの余地がありません。

影響を受けた地域で行っている事業、または当該地域のサプライヤーもしくは顧客に依拠する事業に対して新型コロナウイルス感染症がもたらす財務的な影響が広く報告されています。影響を受けた事業は、それがもたらす様々な財務的な結果に直面する可能性があります。事業活動の鈍化は、流動性に悪影響を与える可能性があります。さらに、運転資金調達の封鎖、財務制限条項の違反、債務不履行事由の発生および/または解除金もしくは不履行に関するその他偶発債務を引き起こす状況に至った場合、支払い能力に関する懸念が悪化する可能性があります。

投資先が事業を行う世界金融市場または国内もしくは地域経済におけるこのようなマイナスの変化は、結果的にファンドまたはその投資先の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、世界保健機関または地域もしくは国の当局がファンドまたはその投資先の事業運営を著しく妨げる措置を推奨または課す可能性があります。

新型コロナウイルス感染症大流行の全体像、期間、厳しさおよび影響は不確定であり、結果としてもたらされる経済の低迷および/または市場におけるマイナスの景況感は、受託会社、管理会社、担保付スワップ・カウンターパーティー、ファンドおよび投資先自体の事業運営および財務状況にマイナスかつ長期的な影響をもたらす可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、本戦略の利益および/または管理会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

担保付スワップは、新しい商品であり、潜在的に関連する様々な法域の税法での扱いが不確定である可能性があります。特に、担保付スワップにかかる支払いの全てまたは一部に源泉徴収が適用されないという保証はありません。当該源泉徴収税が課される場合、担保付スワップ・カウンターパーティーは、追加の金額を支払う必要がなく、投資者へのリターンは減少します。さらに、投資者は、自らの法域で、投資から得たまたは投資から得たとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になる可能性があるため、投資者は受益証券への投資を検討する前に、自らの税に関する助言を求めるべきです。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクにさらされています。このようなリスクには、保管会社が保有する全ての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクにさらされます。

キャッシュ・スイープ

保管会社は、未使用の翌日現金残高を金融機関に預託することができます(また、保管会社は、当該現金残高に関してファンドの計算で得られた利息の一部を保持する権利も持つ場合があります。)。このような場合、ファンドは、当該現金残高について、当該金融機関の信用リスクにさらされます。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者(担保付スワップ・カウンターパーティーを含みます。)にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社および管理会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社および管理会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社およ

び管理会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティー(担保付スワップ・カウンターパーティーを含みます。)の信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社および管理会社がファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティー(担保付スワップ・カウンターパーティーを含みます。)の支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。受託会社および管理会社は、ファンドについて、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることができます。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

担保取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引先であるカウンターパーティーが従う可能性のあるに適用法や規制などに基づく場合を含め、特定の担保取決めを履行する必要がある場合があります。

カウンターパーティーがファンドの口座に現金担保を預け入れる場合、現金担保は、保管会社の分離された担保口座または担保取決めの当事者間で合意されたその他の銀行口座(以下「担保口座」といいます。)に預託され、再投資の目的で使用されることはありません。担保口座から得た利息(もしある場合)は、クレジット・サポート・アネックスに基づきカウンターパーティーが要求する利息を補うのには十分でない可能性があります。その場合、利息の差は、純資産総額に影響を与えます。受領した非現金担保は、売却、再投資または差入れされません。

また、ファンドは、特定の場において、カウンターパーティーの利益のために担保を差し入れるよう要求される可能性もあります。このような場合、ファンドのポートフォリオは、そうでない場合に比べて、より少ない部分がファンドの投資目的として利用できることとなります。したがって、ファンドの全体的なリターンは、担保取決めによって減少する可能性があります。

担保管理の補助のために、担保管理代理人が任命される可能性があり、当該任命がされた場合、当該代理人の報酬は、ファンドから支払われるかまたは別途合意されます。

担保リスク

カウンターパーティーから担保を取得することおよび担保管理システムを導入することは、カウンターパーティーによる債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーを軽減することが意図されていますが、当該リスクは、完全には排除できません。提供された担保は、複数の理由により、カウンターパーティーの債務に十分でない可能性があります。さらに、カウンターパーティーが提供する担保は毎日独立して評価されますが、担保として提供された特定の確定利付証券および/または持分証券の評価は、必ずしも実勢相場価格を有するとは限りません。

担保が正確に評価される保証はありません。担保が正確に評価されない限り、ファンドは損失を被る可能性があります。担保が正確に評価される場合でも、担保の評価額は、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能になった時点から担保を実現する時点までの間に減少する可能性があります。同様に、ファンドがその他の資産に投資し、担保付スワップを通じてその価値の一部を本戦略の価値と実質的に交換する場合、当該資産は、担保と同様の役割を果たし、当該資産の評価額は、担保

付スワップ・カウンターパーティーが債務不履行または支払不能になった時点から担保を実現する時点までの間に減少する可能性があります。担保またはファンドが保有し、同様の目的で機能するその他資産の評価額が減少するリスクは、当該資産の実現にかかる時間の長さから、流動性の低い資産の場合により大きくなる可能性があります。当該資産は、提供された担保および/またはファンドの投資の全てまたは重要な部分を構成する可能性があります。

担保運用リスク

カウンターパーティーの支払義務およびカウンターパーティーが差し入れた担保は、各営業日に独立して評価され、担保の価額および構成は、担保要件を満たすために調整されます。担保方針は、管理会社が監視しますが、当該方針が正確に遵守および実行されない場合、ファンドは、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能により損害を被る可能性があります。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーに依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資方針にかかるリスク

本戦略は適切な投資でない可能性があること

投資者は、担保付スワップおよび本戦略への間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 担保付スワップおよび本戦略への投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 担保付スワップおよび本戦略への投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、担保付スワップおよび本戦略への投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、担保付スワップおよび本戦略へのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの担保付スワップおよび本戦略への投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または本戦略特有のその他の要因の影響により、本戦略の価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が受益証券1口当たり純資産価格にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーならびに/またはそれらの関連会社は、本戦略

に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開する、または受益者のために本戦略の事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

報酬代行会社、日本における販売会社、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーもしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社（管理会社を除きます。）も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

デリバティブ

デリバティブには、その価値が一つまたは複数の原資産である証券、金融指標、通貨または指数と連動している証書および契約が含まれます。デリバティブを利用することにより、投資者は特定の証券、金融指標、通貨または指数の価格変動について、原資産への投資コストに比べて僅かな費用でヘッジまたは投機できます。デリバティブの評価は、原資産の価格変動に大きく依拠します。そのため、原資産取引に当てはまるリスクの多くは、デリバティブ取引にも当てはまります。しかし、デリバティブ取引に関連したその他の様々なリスクもあります。例えば、多くのデリバティブは、取引実行時に支払われたまたは預託された金額よりもかなり多くの市場エクスポージャーを生じることから、比較的小さなマイナスの市場の動きが投資全体の損失を引き起こすだけでなく、ファンドを元の投資額を超える損失にさらす可能性もあります。ファンドの計算で投資されたデリバティブが、特定の時期に満足のいく条件で利用可能になるという保証はありません。

本戦略の一般的なリスク要因

キャピタル・アット・リスク

受益証券の投資者は、受益証券への投資が完全にリスクにさらされており、本戦略には保護メカニズムが存在しないことを理解する必要があります。

本戦略のパフォーマンスの参照指数のパフォーマンスからの乖離

受益証券の投資者は、本戦略が参照指数の価値上昇へのエクスポージャーを提供するものではないことを理解する必要があります。その代わり、本戦略は、定期的に、かかる参照指数のプット・オプションを売却し、関連するプット・オプションのプレミアムを受け取ることにより、収益を生み出すことを目指しています。本戦略は、原則として、権利行使価格をプット・オプション構築時の参照指数値の92%に設定することで、参照指数の下落による一定の損失を軽減することを目指していますが、依然、参照指数の価値下落へのエクスポージャーを有していることがあります。例えば、参照指数のマイナスのパフォーマンスが該当する月次期間にわたり該当する基準値（すなわち、プット・オプションの権利行使価格）を超えている場合（以下「超過額」といいます。）、想定上売却されたプット・オプションは、「イン・ザ・マネー」の状態です。すなわち、本戦略に損失にもたらす形で期限を終えることがあります。この場合、本戦略は、関連するプット・オプションへのエクスポージャーの割合に応じて、当該超過額に相当する損失が生じることになります。

オプションは時価評価されること

受益証券の投資家は、参照指数に関して売却されたプット・オプションが満期前に時価評価されることを理解する必要があります。これは、リバランス日前に本戦略のパフォーマンスに重大な影響を与える可能性があります。特に、2つのリバランス日の間に参照指数が下落した場合、たとえ最終的にプット・オプションの満期時に実現損失に転換されなくても、本戦略のパフォーマンスにマイナスの影響を与えることがあります。

リバランスのタイミング

各リバランス日において、プット・オプションは「イン・ザ・マネー」または「アウト・ザ・マネー」のいずれかの状態で満期を迎える可能性があります。そのため、本戦略はリバランス日間の参照指数のパフォーマンスに大きく左右され、リバランス日のタイミングは本戦略のパフォーマンスに重大な影響を与えます。

レバレッジ・リスク

本戦略によって想定上売却されるオプションのレバレッジ効果により、本戦略およびファンドの価値は、参照指数への直接的なエクスポージャーの場合よりも大きな影響を受けることがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の資産の取得や処分が困難な場合に生じます。大規模な取引である場合や市場が部分的に流動性を欠く場合には、本戦略を構成する資産を清算することができなかつたり、またはデリバティブ取引の場合には、有利な価格で取引を実行したり、ポジションを清算したりすることができない場合があります。

参照指数の価値のボラティリティおよび参照指数に係る売建オプション

受益証券の投資者は、参照指数への投資および参照指数に連動するオプションについて熟知しているべきです。投資者は、世界的な経済、金融および政治の動向が、特に、参照指数の価値ひいては参照指数に連動するオプションの価値および/またはファンドのパフォーマンスに重大な影響を与えうるということを理解すべきです。参照指数を構成する有価証券の価格変動は予測が難しく、特に投機、需給関係の変化、政府間取引、財政、金融および為替の統制プログラムおよび政策、国内外の政治および経済的出来事、気候、金利変動ならびに市場固有のボラティリティの影響を受けます。さらに、政府は直接的におよび規制を通じて、随時特定の市場に介入することがあります。

外国為替リスク

米ドル(参照指数および参照指数に係る売建オプションの表示通貨)と受益証券の各クラスの表示通貨との間の為替変動リスクを最小限に抑えるため、本戦略レベルで受益証券の各クラスの通貨に関する為替ヘッジが行われます。しかし、このような手法が為替変動リスクを減らすのに十分有効である保証はありません。

投資の集中

管理会社は、受益証券の販売による収入の実質全額をすべて本戦略に投資します。このため、本戦略が被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。加えて、本戦略自体は、参照指数に連動するプット・オプションのシステムティックなショート・ポジションに連動しているため、分散レベルが限定されます。

本戦略への依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、本戦略が継続して利用可能であることに依存します。本戦略は、終了または中断することがあるかもしれませんが、もしくはファンドが本戦略に投資できる可能性がなくなるその他の理由があることがあります。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

本戦略に権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ本戦略のパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に本戦略への直接の権利関係を与えません。

デリバティブ全般、特にプット・オプション・ストラテジーに関連するリスク

デリバティブは非常に特殊な商品であり、その利用には原商品だけでなくデリバティブ自体の理解も必要です。デリバティブの利用および複雑さは、デリバティブが本戦略に与えるリスクを評価する能力を必要とします。デリバティブはその複雑さから、デリバティブの利用において、その価値を誤ったり、不正確な評価をするリスクが伴います。デリバティブは、その基となる資産の価値を完全に、または厳密に追従しているとは限りません。したがって、デリバティブの利用は、ファンドの投資目的を促進する常に有効な手段であるとは限らず、逆効果となることもあります。

多くのデリバティブ(特にOTCデリバティブ)は、複雑であり、しばしば主観的な評価を受けることがあります。不正確な評価は、本戦略およびファンドの価値の損失を招くおそれがあります。デリバティブは、反映するように設計されている証券または指数のパフォーマンスを完全に再現するとは限りません。ファンドによる、デリバティブやその他の特別な投資手法や金融商品への直接的または間接的なエクスポージャーは、状況によってはファンドの投資目的を達成するための常に効果的な手段であるとは限らず、逆効果となることもあります。

プット・オプションを売却する本戦略に関連するリスク

本戦略は、ファンドによるプット・オプションの想定上の売却を内包します。プット・オプションの売却には重大なリスクが伴います。ファンドは、想定上のプット・オプションの売り主として、想定上のプット・オプションの買い主(すなわち、担保付スワップ・カウンターパーティー)によるプレミアムの支払いと交換に、原資産の市場価格が想定上のプット・オプションの権利行使価格を下回るリスクを完全に負います。ファンドの想定上のプット・オプションによる潜在的エクスポージャーは、想定上のプレミアムの何倍もの額になる可能性が高いです。したがって、急速に下落する市場において、本戦略は投資者の投資の全部または大部分を失う結果となる可能性があります。

担保付スワップ・カウンターパーティーへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、担保付スワップが継続して利用可能であることに依存します。担保付スワップ・カウンターパーティーは、現在、ファンドの計算のために締結される担保付スワップに関する唯一のカウンターパーティーとして提案されています。ファンドの計算で、担保付スワップ・カウンターパーティーとの間で担保付スワップを締結することが不可能となる状況には、(a)担保付スワップ・カウンターパーティーが担保付スワップを締結することが経済的に不可能となった場合、(b)担保付スワップの締結に関連して担保付スワップ・カウンターパーティーが大幅に増加した費用を負担する場合、(c)担保付スワップ・カウンターパーティーが十分な信用格付けを保有しなくなった場合、または(d)担保付スワップ・カウンターパーティーが担保付スワップに係るポジションもしくは債務をヘッジすることができない場合もしくはヘッジ障害事由の発生により担保付スワップ・カウンターパーティーがヘッジを行うことが困難になった場合、または担保付スワップ・カウンターパーティーが負担するヘッジ費用が大幅に増加する場合を含みますが、これらに限定されません。これらの状況においては、担保付スワップ・カウンターパーティーは、担保付スワップを締結する意思を失うか、締結することができなくなる可能性があり、および/または受託会社もしくは管理会社が担保付スワップの締結を希望しない可能性があります。

担保付スワップの終了

担保付スワップの条項に基づき、担保付スワップ・カウンターパーティーは、担保付スワップ・カウンターパーティーの定期的な選択により行われる場合を含め、特定の状況において担保付スワップを終了する権利を有します。担保付スワップ・カウンターパーティーが担保付スワップを終了する場合、受益証券の価値またはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

担保付スワップへの投資の一般的なリスク

担保付スワップに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ、関連する担保付スワップのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に担保付スワップまたは担保付スワップに関係する原資産との直接的な権利関係を与えず、担保付スワップ・カウンターパーティーの行為、関連する担保付スワップに関係する原資産または担保付スワップ・カウンターパーティーへのサービス提供者を管理する権限も与えません。担保付スワップ・カウンターパーティーまたは第三者は、担保付スワップ上の負債を相殺(全部または一部を問わない)するために、担保付スワップに含まれる関連する本戦略を構成する原資産に対する(直接的または間接的な)権利を有することがあります。ただし、かかる全ての者が、かかる権利を維持すること、または当該権利の程度に関して義務を負うものではありません。

担保付スワップの計算代理人の裁量

担保付スワップの計算代理人は、担保付スワップに関して計算を行い、一定の決定を行う裁量を有します。担保付スワップの計算代理人は、誠実かつ商取引上合理的な方法で行為する一般的な義務を負っていますが、担保付スワップの条項は、担保付スワップの計算代理人に対し、受託会社の最善の利益を考慮して行為するという明示的な契約上の義務を課すものではなく、投資者は担保付スワップの計算代理人による決定が担保付スワップの財務的リターンに予期せぬ悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきです。担保付スワップの計算代理人が行行使するこのような裁量や同人が行う計算は(明白な誤りがない限り)担保付スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社を拘束し、したがって最終的には受益者を拘束します。

利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、担保付スワップの計算代理人、担保付スワップ・カウンターパーティー、管理事務代行会社、保管会社その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、スワップ・カウンターパーティー、計算代理人、代行協会、または販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。管理会社は、管理会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業をおこなっている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、管理会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

(a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。

(b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼における取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとします。疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとします。

(c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。

(d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益の全てを保持する権利を有します。

管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーは、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、

報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、担保付スワップの計算代理人および担保付スワップ・カウンターパーティーならびに各関連会社は、本戦略に想定上含まれる原資産、またはかかる原資産に投資された資産（場合による）に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

◆ 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

<米ドルクラス>

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



※ファンドの運用は、2021年12月21日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
※米ドルクラスの年間騰落率は、米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2021年12月21日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)
日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (米ドルベース)
先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (米ドルベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<円クラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※ファンドの運用は、2021年12月21日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
※円クラスの年間騰落率は、円建てで計算されています。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2021年12月21日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (円ベース)
日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (円ベース)
先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (円ベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (円ベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (円ベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (円ベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドをJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<ユーロクラス>

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※ファンドの運用は、2021年12月21日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
※ユーロクラスの年間騰落率は、ユーロ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2021年12月21日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(ユーロベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)
日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)
先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(ユーロベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(ユーロベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

<豪ドルクラス>

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



※ファンドの運用は、2021年12月21日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
※豪ドルクラスの年間騰落率は、豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2021年12月21日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)
日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)
先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドをJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額に応じて、次に掲げる率を申込金額に乗じて得た額とします。

円クラス

申込金額	申込手数料（税込）
1,000万円未満	申込金額の2.20%（税抜2.00%）
1,000万円以上5,000万円未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
5,000万円以上1億円未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
1億円以上3億円未満	申込金額の0.55%（税抜0.50%）
3億円以上	申込金額の0.275%（税抜0.25%）

米ドルクラス、ユーロクラスおよび豪ドルクラス

申込金額	申込手数料（税込）
10万米ドル／ユーロ／豪ドル未満	申込金額の2.20%（税抜2.00%）
10万米ドル／ユーロ／豪ドル以上 50万米ドル／ユーロ／豪ドル未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
50万米ドル／ユーロ／豪ドル以上 100万米ドル／ユーロ／豪ドル未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
100万米ドル／ユーロ／豪ドル以上 300万米ドル／ユーロ／豪ドル未満	申込金額の0.55%（税抜0.50%）
300万米ドル／ユーロ／豪ドル以上	申込金額の0.275%（税抜0.25%）

詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。

（注１）管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。

（注２）申込手数料については、日本における販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。

（注３）円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）がかかります。

（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

異なるクラス間で、スイッチングを行うことができます。スイッチング手数料はかかりません。

スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われません。

日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合があります。

（２）【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

（３）【管理報酬等】

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、純資産総額の年率1.165%となります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬（以下に定義されます。）から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、管理会社報酬の支払いの削減または免除を自己の裁量で決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した適切な経費および支出に関して報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、以下の段階的な資産ベースで計算される報酬を受け取る権利を有します。まず、純資産総額の5億米ドル以下に対して年率0.07%、次に、5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、そして、10億米ドル超の金額に対して年率0.05%となります。これらは、いずれも各評価日時点で発生および計算されますが、最低月額報酬は、3,750米ドルです。管理事務代行会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から四半期ごとに後払いで報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての適切な経費に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対する報酬（以下「保管会社報酬」といいます。）を受け取る権利を有します。保管会社報酬は、ファンドの勘定ために担保として保有される資産の種類を含む要因に従って計算されます。保管会社に対し支払われる報酬の詳細は、（ファンドの海外における受益者の請求に応じて入手可能な）個別の料金表に記載されています。保管会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬を用いて支払金を受ける権利を有します。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

販売報酬

各クラスの受益証券に関して、日本における販売会社は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産総額の年率0.80%に、日本における販売会社が受益者である当該クラスの受益証券の発行済受益証券を当該クラスの受益証券の発行総数で割った商を乗じて計算される報酬（以下「販売報酬」といいます。）を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生および計算され、毎月後払いされます。販売報酬は、報酬代行会社によって報酬代行会社報酬から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理の業務等の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算される、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、報酬代行会社によって報酬代行会社報酬から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日時点で発生および計算される純資産総額の年率1.165%の報酬（以下「報酬代行会社報酬」といいます。）を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、一定のファンドの継続的な運営コストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。通常経費には、設立費用、管理会社報酬、受託会社報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、監査報酬、販売報酬、代行協会員報酬、ならびに報酬代行会社の合理的な判断において通常の費用および経費であると決定される以下の費用および経費を含みます。

- (i) 監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用
- (ii) ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料
- (iii) 保険料
- (iv) 英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類の作成に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用
- (v) 税務申告
- (vi) 投資者サービスおよび受益者総会、確認、財務報告ならびにその他の報告、委任状に関わる通信費用
- (vii) マネー・ロンダリング防止の遵守および監視に関する費用、ファンドの経済的実体に関する費用
- (viii) ファンドの終了または清算に関する費用

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、担保付スワップに関わる費用、証券取引に関わるブローカー報酬、有価証券の購入・処分に関する税金、法務または補償費用、ライセンス供与、税金ならびに通常は発生しないその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬を上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、実日数を1年を365日とした日割計算により毎日発生し、当初の期間のみについては設定日、その他の期間については毎暦四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)から(同日を含みません。)、最終の期間以外の全ての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)まで(同日を含みます。)に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、各報酬計算日および最終評価日から10ファンド国内営業日後の日以前に支払われます。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料(以下を含みます。)
 - (i) 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - (ii) 委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - (iii) 副資産保管会社報酬および費用
 - (iv) 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
 - (v) 借入れにかかる利息

- (vi) 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
- (vii) 保険の費用(もしあれば)
- (viii) 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
- (ix) 登録サービスの提供
- (x) 財務書類の準備および純資産総額の計算
- (xi) コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
- (xii) あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
- (xiii) 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社(および適法に任命された代理人)に補償するために必要な金額
- (xiv) 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬
- (xv) 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドの販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- (ii) 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、報酬代行会社によって報酬代行会社報酬を用いて支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払われます。

その他の留意すべき費用・手数料

原則として、本戦略の0.045%の戦略構築費用が月次で実質的に控除されます。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2021年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。
- なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。
- 源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされる全ての支払いまたは受託会社が行う全ての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第

81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、2021年12月21日から運用を開始します。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

該当事項はありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券は、まず当初募集期間中に、発行価格により投資家に対して募集が行われ、最低発行額を条件として、設定日に発行されます。受益証券は、0.0005を切り上げて、1,000分の1口単位で発行することができます。

設定日（同日を含みます。）以降、各クラスの受益証券は、最低申込みに従い、各取引日に、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格と同額で、投資者による募集に供されます。当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該取引日（当該取引日が評価日ではない場合には直前の評価日）において計算されます。ファンドに支払われる申込手数料はありません。

投資家1人当たりの最低申込みは、以下のとおりです。

- （i）米ドルクラスについては、100.00米ドルとし、その後、受益証券は0.01米ドル単位またはその他管理会社が単独の裁量により定める金額ごとに追加申込みが可能
- （ii）円クラスについては、10,000円とし、その後、受益証券は1円単位またはその他管理会社が単独の裁量により定める金額ごとに追加申込みが可能
- （iii）ユーロクラスについては、100.00ユーロとし、その後、受益証券は0.01ユーロ単位またはその他管理会社が単独の裁量により定める金額ごとに追加申込みが可能
- （iv）豪ドルクラスについては、100.00豪ドルとし、その後、受益証券は0.01豪ドル単位またはその他管理会社が単独の裁量により定める金額ごとに追加申込みが可能

米ドルクラス、ユーロクラス及び豪ドルクラスにおいては、募集金額の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。円クラスにおいては、募集金額の総額は、0.5を切り上げて、円単位に四捨五入します。

「設定日」とは、2021年12月21日、または管理会社があるクラスの受益証券についてその単独の裁量により決定するその他の日をいいます。

「最低発行額」とは、（i）米ドルクラスにおいては100万米ドル、（ii）円クラスにおいては1億円、（iii）ユーロクラスにおいては100万ユーロ、（iv）豪ドルクラスにおいては150万豪ドル、または管理会社が独自の裁量により決定するその他の額のことをいいます。該当するクラスの受益証券の当初申込期間中の発行額の総額が最低発行額を下回った場合、当該受益証券を発行しないことを管理会社が独自の裁量により決定することができます。

当初募集期間

投資者は、管理事務代行会社に対し、英文目論見書補遺別紙1の添付書式による記入済みの申込書（ならびに申込書に記載される当該投資者の身元および購入代金の出所を証明する書類とあわせて）を管理事務代行会社が当初募集期間最終日の午後6時（日本時間）まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時刻および/または日付までに受領するように送付することにより、当初募集期間中に該当するクラスの受益証券を申し込むことができます。

申込代金は、設定日の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ電信送金で全額送金されなければなりません。米ドルクラスに関する支払いは米ドルでなければなりません。円クラスに関する支払いは日本円でなければなりません。ユーロクラスに関する支払いはユーロでなければなりません。豪ドルクラスに関する支払いは豪ドルでなければなりません。立替払いは認められません。不備のある申込書は、管理会社の裁量により、適切に記入された申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、該当するクラスの受益証券は、適用される受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。

継続募集

設定日（同日を含みます。）以降の取引日においてあるクラスの受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、関連するクラスの受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した申込書（場合による）（およびあらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所）を関連する取引日の午後6時（日本時間）まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間および/または日付までに管理事務代行業

社が受領するように送付しなくてはなりません。受益証券は、関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。

購入代金は、関連する取引日から4ファンド営業日以内の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。米ドルクラスに関する支払いは米ドルでなければなりません。円クラスに関する支払いは日本円でなければなりません。ユーロクラスに関する支払いはユーロでなければなりません。豪ドルクラスに関する支払いは豪ドルでなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、申込書に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されます。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、該当する場合は設定日または関連する取引日に発行されます。申込みが受領された価格の詳細は、管理事務代行会社から関連する受益者により取得されることがあります。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファックスあるいは別の方法で送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その絶対的な裁量で全体または一部の受益証券購入の申込を拒否する権利(適格投資家(注)でない者による申請を含みますが、これに限定されません。)を留保し、設定日または取引日に発行されたが上記の記入済み申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し(以下に定義されます。)の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および(ii)管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に関係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが受け付けられると、受益証券は設定日または関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われますが(場合による)、当該受益証券の申込者は、設定日または関連する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下「登録簿」といいます。)に登録されない場合があります(場合による)。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、(該当する場合には)設定日または関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は手続を採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社

を含む適任者にこれらの手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持を依頼することができます。

受託会社またはその代理人は受託会社のために、受益者(申込者または譲受人等)の身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および購入代金の出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、適用法の下で関連する免除の適用がある場合は、申込みに際し完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。しかし、受益証券に関する収益の支払いまたはその譲渡の前に詳細な証明情報が必要となることがあります。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社または代理人は申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合、信託証書、英文目論見書および英文目論見書補遺の条件に従って受益証券の発行を停止しまたは買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担により、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島に在する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合はケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ(以下「FRA」といいます。)または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島のテロリズム法(改正済)に従い捜査もしくはそれより上級の警察官またはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則(改正済)の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、日本における販売会社および/または管理事務代行会社による、ケイマン諸島および/またはその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元および購入代金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

(注)「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

(a) 米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人(1933年米国証券法下のレギュレーションS(その後の改正を含む。)において定義されます。)、もしくは当該米国人の利益のた

めにファンド証券を保有しもしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、(b)ケイマン諸島に居住もしくは所在する者(慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c)適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、(d)欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、(e)上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻しおよび配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。買戻しまたは分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息/未収利息は、定期的にファンドのために用いられます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。))が自ら知り信じる限りにおいて、(i)国際連合、米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。)、日本の財務省に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。))および/もしくは英国(以下「UK」といいます。))の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。))ならびに/またはケイマン諸島の規制に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、(ii)国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UKおよび/もしくはケイマン諸島が適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また(iii)その他国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。))もしくはケイマン諸島により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。))となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者または関係者(適用ある場合)が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。))。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。))に対して一切の責任を有しません。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。))に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。))および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

責任の制限

作為もしくは不作為、第三者の行為もしくは怠慢、またはその他一切の事柄に関するものであるか否かにかかわらず、受託会社および管理会社を責任から解放する基本信託証書の規定は、基本信託証書に基づいて委託がなされた者に対し、その者の利益のため、等しく適用されます。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日に2017年データ保護法(改正済)(以下「DPA」といいます。)を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびそのまたはこれらの関連会社および/または代理人との連絡(申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにそのまたはこれらの関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPAの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとします。管理事務代行会社等を含む関連会社および/または代理人ならびに管理会社は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。各取引日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

販売の単位は下記のとおりです(日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。)。

(最低当初申込み)

米ドルクラス : 3,000米ドル以上0.01米ドル単位

円クラス : 50万円以上1円単位

ユーロクラス : 3,000ユーロ以上0.01ユーロ単位

豪ドルクラス : 3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位

(追加申込み)

米ドルクラス : 100米ドル以上0.01米ドル単位

円クラス : 1万円以上1円単位

ユーロクラス : 100ユーロ以上0.01ユーロ単位

豪ドルクラス : 100豪ドル以上0.01豪ドル単位

申込金額および申込手数料は、各クラスの基準通貨により、国内約定日から起算して3国内営業日までに支払うものとします。外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。円資金から該当通貨に交換したうえで申込む場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。買戻代金についても同じです。

異なるクラス間で、スイッチングを行うことができます。スイッチング手数料はかかりません。

スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われません。

日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合があります。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、各買戻日(以下に定義されます。)に、管理事務代行会社が購入代金を受領したあるクラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日の午後6時(日本時間)または管理会社はその単独の裁量で定めることができるその他の時点および/もしくは日(以下「買戻通知期限」といいます。)までに、買い戻される受益証券の口数および関連する受益証券のクラスが適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を、管理事務代行会社が受領できるよう、管理事務代行会社に提出しなければなりません。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)において計算された該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」といいます。)です。受益証券に関連する買戻価格の詳細は、管理事務代行会社から関連する償還した受益者により取得されることがあります。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。

管理会社は、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、当該クラスの受益証券に適用される買戻価格で買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、関連する受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日において受益者が買戻しの請求ができる最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上0.001口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格により計算されます。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延もしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行ふことができなくなります。ただし、(それぞれ買戻し対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者

は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない該当するクラスの受益証券の各取引日および/またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、担保付スワップにおいて障害事由が生じた場合、または管理会社の単独の裁量により、担保付スワップについて価格を算定するための流動性もしくは実効性に悪影響を与えると判断されるその他の事由が生じた場合に発生したとみなされます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの(またはあるクラスの受益証券に帰属する)投資の清算が実行可能でないと判断した場合(担保付スワップの一部を適時に解消できない場合を含みます。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、(同一の制限に従い、以下に規定のとおり)買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における受益証券1口当たり純資産価格は、かかる買戻通知が履行された日における受益証券1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記の「3 資産管理などの概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(すなわち、受益証券1口当たり純資産価格)および/またはいずれかのクラスの受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係る全ての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載に加え、以下の事由が発生した場合、停止を宣言することができます。

- (i) 本戦略の原資産の全部または相当部分が上場されている金融商品取引所が閉鎖されている、または取引が制限されている場合
- (ii) 管理会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、(x)本戦略の原資産の処分、または(y)当該処分代金の移転が、合理的な方法により実行できない、もしくは当該処分の実行が受益者の最善の利益とはならない場合
- (iii) 管理会社と協議を行った上で受託会社の意見において、公正かつ合理的方法により純資産総額を計算することができない場合
- (iv) 受託会社および/または管理会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合
- (v) 受託会社および/または管理会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻手続

買戻通知は、買戻通知に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授権された代理人もしくは受任者のいずれも、ファックスまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

買戻代金の決済は、該当する買戻日から4ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し電信送金により支払われます。米ドルクラスに関する受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。円クラスに関する支払いは、日本円建てで行われます。ユーロクラスに関する支払いは、ユーロ建てで行われます。豪ドルクラスに関する支払いは、豪ドル建てで行われます。米ドルクラス、ユーロクラス、豪ドルクラスに関して、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。円クラスに関して、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.5を切り上げて、円単位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)

あるクラスの受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点(以下に定義されます。)(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格(以下「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の受益証券1口当たり純資産価格から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

評価時点とは、各評価日の午後4時(ボストン時間)またはファンドについて管理会社が随時定めるその他の時間をいいます。以下同じです。

(2) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、当該買戻日の午後3時(日本時間)(買戻しの申込締切時間)までに買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、各買戻日に適用される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻単位は、1口以上1,000分の1口単位です。

買戻代金は、原則として、買戻日に係る海外受渡日にさらに2国内営業日を加えた日以降に、日本における販売会社を通じて支払われます。海外受渡日とは、買戻しの申込日から起算して5ファンド営業日目の日をいいます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、買戻しの全部または一部を延期することができます。

(3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その完全な裁量により、かかる同意を拒絶することができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。)。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得すること、および(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

(a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金とその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。

(b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。

(c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計

算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

(d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。

(e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。

(f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。

(g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、

(a) 担保付スワップの計算代理人が作成した(担保付スワップの条件に従って計算される)担保付スワップの時価評価額に関する報告書に基づき、

(b) 管理事務代行会社が完全、確実かつ正確であると考える担保付スワップの時価評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくものであり、またはこれらを参照するものであり、そして、

(c) 特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および各クラスの受益証券1口当たり純資産価格に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、および/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存在しないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

(a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取

引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合

(b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合

(c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合

(d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合

(e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えする場合

(f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合

かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、設定日に開始し、2163年12月1日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年1月31日です。

(5) 【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

(a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合

(b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合

(c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合

(d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

(e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

(f) ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、以下の強制買戻事由が発生した場合は、強制的に買い戻されます(以下、それぞれ「強制買戻事由」といいます。)。

- () いずれかの評価日の当該クラスの受益証券に帰属する純資産総額が、(a)米ドルクラスについては、5,000,000米ドルもしくはそれ以下、(b)円クラスについては、500,000,000円もしくはそれ以下、(c)ユーロクラスについては、5,000,000ユーロもしくはそれ以下、または(d)豪ドルクラスについては、7,500,000豪ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が当該クラスの全ての受益証券を全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合
- () 受託会社および管理会社が、当該クラスの全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合(受託会社と管理会社が受益証券の全部の強制的な買戻しを担保付スワップの終了予定日に行うこと、または担保付スワップの終了予定日より前に理由を問わず担保付スワップの早期終了事由に基づき行うことに合意する場合があります、これに限りません。)

ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証書および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益者に分配することができます。この手続はファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、基本信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社がその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、(ii)かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、相手方当事者が破産または支払不能を宣告される場合、または現在もしくは将来有効となる適用可能な破産法、倒産法、またはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、保管契約を終了することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、相手方当事者が破綻または支払不能を宣告される、または適用可能な破産法、倒産法、もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了することができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により解除されない限り、解除される時まで有効に存続します。ただし、日本において代行協会员の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

S M B C 信託銀行との受益証券販売・買戻契約は、2024年12月20日に終了しますが、一方当事者による更新通知なしに、自動的に3暦年間更新されます。ただし、()本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、()販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の当初募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、設定日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって当初募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社は、(a) (i) 受託会社が清算する場合(報酬代行会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。)、() 受託会社が支払不能にある場合、() 受託会社が法律に基づく破産手続きを行う場合、() 受託会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または(v) 同等の効果を有する事由が発生した場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、(b) 受託会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、(当該違反が是正できるものである場合は) 受託会社に当該違反を是正することを求める報酬代行会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、(c) 少なくとも90日前までに書面で通知することにより(ただし、報酬代行会社の任命の辞退の場合、当該辞退は、受託会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。)、報酬代行会社の地位を辞任することができます。

また、受託会社は、(a) 報酬代行会社が清算する場合(受託会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。) もしくは支払不能にある場合、もしくは英国法に基づき破産手続きを行う場合、または報酬代行会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同等の効果を有する事由が発生した場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、(b) 報酬代行会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、(当該違反が是正できるものである場合は) 報酬代行会社に当該違反を是正することを求める受託会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、(c) 少なくとも90日前までに書面で通知することにより(ただし、報酬代行会社の任命の終了の場合、当該終了は、受託会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。)、報酬代行会社の任命を終了することができます。

報酬代行会社の任命は、ファンド終了時に一方当事者から他方当事者への通知なくして自動的に終了します。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記のとおりとする。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安達 理

弁護士 橋本 雅行

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2021年12月21日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していません。第1期の監査済財務書類は、2023年1月31日に終了する期間について作成されます。ファンドの会計監査は、ケーピーエムジー ケイマン諸島が行います。なお、ケーピーエムジー ケイマン諸島は、公認会計士法（昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次のとおりです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 香港 中環 68デヴォーロード マンイービルディング 13/F ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サーヴィシズ(ホンコン)リミテッド気付

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2021年9月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約8,226万円)です。

過去5年間に於いて、主な資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以上(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって活動を行い、かつ、承認し、ならびに議題を提案する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2021年9月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	10	1,800,007,442米ドル
			10,837,337豪ドル
			6,251,273,164円
			316,180,061トルコリラ
	私募	27	190,526,815,359円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日までおよび2020年1月1日から2020年12月31日まで)の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるプライスウォーターハウスクーパースから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2021年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.92円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

損益計算書（2020年12月31日終了事業年度）

(米ドル)	注記への 参照	2020年度		2019年度	
		USD	千円	USD	千円
受取利息		16,025	1,755	34,534	3,781
- うち、償却原価で測定される金融商品にかかる 受取利息		16,025	1,755	34,534	3,781
純受取利息	4	16,025	1,755	34,534	3,781
サービス報酬収入	5	220,000	24,088	215,000	23,540
その他損失		-	-	(21)	(2)
純収益		236,025	25,842	249,513	27,319
一般管理費および営業費	6	(111,476)	(12,206)	(143,734)	(15,737)
引当金繰入および税引前営業利益		124,549	13,637	105,779	11,582
税引前利益		124,549	13,637	105,779	11,582
法人税等	7	-	-	-	-
税引後利益		124,549	13,637	105,779	11,582

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

財政状態計算書（2020年12月31日現在）

(米ドル)	注記への 参照	2020年度		2019年度	
		USD	千円	USD	千円
資産					
現金預け金	9	1,643,796	179,979	1,436,186	157,248
その他資産	10	220,970	24,194	217,427	23,806
資産合計		1,864,766	204,173	1,653,613	181,054
負債					
その他負債	10	217,933	23,861	131,329	14,379
負債合計		217,933	23,861	131,329	14,379
株主資本					
資本金	11	735,000	80,475	735,000	80,475
利益剰余金		911,833	99,837	787,284	86,200
株主資本合計		1,646,833	180,312	1,522,284	166,675
負債および株主資本合計		1,864,766	204,173	1,653,613	181,054

2021年6月10日、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)
)
) 取締役
 Brian Burkholder)
)

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

持分変動計算書（2020年12月31日終了事業年度）

(米ドル)	資本金		利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	千円
2020年度						
1月1日現在の残高	735,000	80,475	787,284	86,200	1,522,284	166,675
当該年度の利益	-	-	124,549	13,637	124,549	13,637
12月31日現在の残高	735,000	80,475	911,833	99,837	1,646,833	180,312
2019年度						
1月1日現在の残高	735,000	80,475	681,505	74,618	1,416,505	155,093
当該年度の利益	-	-	105,779	11,582	105,779	11,582
12月31日現在の残高	735,000	80,475	787,284	86,200	1,522,284	166,675

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

キャッシュ・フロー計算書（2020年12月31日終了事業年度）

(米ドル)	注記への 参照	2020年度		2019年度	
		USD	千円	USD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：					
当該年度の利益		124,549	13,637	105,779	11,582
純利益を営業活動より生じた現金と一致させるための調整					
税引およびその他調整前純利益に含まれる非現金項目：					
受取利息	4	(16,025)	(1,755)	(34,534)	(3,781)
その他損失		-	-	21	2
営業資産および負債変動前の営業活動より生じた現金		108,524	11,882	71,266	7,803
営業資産の純（増）：					
その他資産		(3,543)	(388)	(10,575)	(1,158)
営業資産の純（増）		(3,543)	(388)	(10,575)	(1,158)
営業負債の純増：					
その他負債		86,604	9,482	127,594	13,970
営業負債の純増		86,604	9,482	127,594	13,970
受取利息	4	16,025	1,755	34,534	3,781
営業活動より生じた現金		207,610	22,731	222,819	24,396
現金および現金同等物の純増額		207,610	22,731	222,819	24,396
期首における現金および現金同等物		1,436,186	157,248	1,213,367	132,852
期末における現金および現金同等物		1,643,796	179,979	1,436,186	157,248
現金預け金	9	1,643,796	179,979	1,436,186	157,248
期末における現金および現金同等物		1,643,796	179,979	1,436,186	157,248

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

財務諸表に対する注記

1. 主たる事業

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY 1 - 1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル(以下「USD」という。)である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートでUSDに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートでUSDに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

２．重要な会計方針（続き）

（ｃ） 外貨（続き）

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートでUSDに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

（ｄ） 現金および現金同等物

現金預け金は、銀行預け金、銀行手元現金、および短期の流動性の高い投資であり、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりスクしか負わず、取得時の満期が３ヵ月以内のものをいう。

（ｅ） その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から予想信用損失（以下「ECL」という）を差し引いて記載する（注記２（g）を参照）。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

（ｆ） 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。１ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

（ｇ） 減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

2. 重要な会計方針(続き)

(g) 減損(続き)

IFRS第9号に従って、減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込んだ、フォワードルッキングな予想信用損失(ECL)モデルに基づく。このモデルは、各種の経済的要因における変化が、ECLに対してどのように影響するのかという点について、相応の判断を必要とするもので、その決定は確率を重視した手法に基づく。

(h) 収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書にサービス報酬収入が認識される。

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。

- () 当社を支配している、または共同支配している。
- () 当社に重要な影響を与える。
- () 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

- () その企業と当社が同じグループの傘下にある(すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社が関連している)。
- () その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である(その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している)。
- () 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。
- () ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
- () ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- () ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- () (a)()に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業(またはその親会社)の経営幹部の一員である。

２．重要な会計方針（続き）

（j）関連当事者（続き）

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

（k）当期に発効された基準および解釈指針

当社は、2020年1月1日から始まる年次報告期間において、以下の会計基準およびその改訂を初度適用している。

- ・ IAS第1号およびIAS第8号の改訂、「『重要性がある』の定義」
- ・ 財務報告に関する概念的枠組みについての改訂

上記改訂は以前に認識された金額に影響を与えるものではなく、かつ現在または以降の期間にも重大な影響を及ぼすものではないと予測される。

３．会計方針の変更

IASBは、当会計期間に新たに発効するIFRSの複数の改訂基準を公表している。これらの変更事項は、これまでに作成または注記2(k)に提示された、現在または以前の期間の当社業績および財政状況に重大な影響を及ぼしていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない（注記15）。

４．純受取利息

（米ドル）	2020年度	2019年度
純受取利息		
現金預け金にかかる受取利息	16,025	34,534
受取利息合計	16,025	34,534

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

５． サービス報酬収入

当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。
収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

（米ドル）	2020年度	2019年度
収益		
サービス報酬収入	220,000	215,000
収益合計	220,000	215,000

６． 一般管理および営業費

（米ドル）	2020年度	2019年度
一般管理および営業費		
その他費用	-	(34,668)
銀行手数料	(1,182)	(191)
監査報酬	(3,201)	(3,119)
役員報酬	(107,093)	(105,756)
一般管理および営業費合計	(111,476)	(143,734)

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

７． 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2039年10月10日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

８． 非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル(2019年:5,000米ドル)を受け取っているが、2020年12月31日現在当社は持分を保有していない。

グローバルREITαファンド(適格機関投資家限定)
豪州高配当株・ツインαファンド(適格機関投資家限定)
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・オーストラリア高配当株αファンド(適格機関投資家限定)
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
USスモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリア・インカム債券ファンド(適格機関投資家限定)
ブラジル株式αファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REITアンドリアル・エステート・エクイティファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
新生ワールドラップ・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
日本国債17-20年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
オーストラリア・リート・ファンド
オーストラリア・リート・プラス
米国債5-7年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上・CATボンド・ファンド
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
HOLTユーロ株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー
ダイワ・J-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)
外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

SBI - PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

豪ドル建て短期債券ファンド

アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)*

J-REITファンド(適格機関投資家限定)*

US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)*

新生・欧州債券ファンド(適格機関投資家限定)*

下落抑制株式ファンド(適格機関投資家限定)*

* 当該ファンドは2020年に終了

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

9. 現金預け金

現金および現金同等物の内訳:

(米ドル)	2020年度	2019年度
現金預け金		
現金預け金	1,643,796	1,436,186
現金預け金合計	1,643,796	1,436,186

10. その他の資産および負債

(米ドル)	2020年度	2019年度
その他資産		
未収利息および報酬	220,970	217,427
その他資産合計	220,970	217,427
その他負債		
未払利息および報酬	217,933	131,329
その他負債合計	217,933	131,329

11. 資本金

(a) 授權株式および発行済株式

	2020年度		2019年度	
	株数	(米ドル)	株数	(米ドル)
授權株式：				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済全額払込済株式：				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

12. 財務リスク管理および公正価値(続き)

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2020年および2019年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2020年および2019年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル(以下、「HKD」という。)建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDはUSDに固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2020年および2019年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

13. 重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

a) 関連当事者間の貸借対照表取引

(米ドル)	2020年12月31日現在			2019年12月31日現在		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
資産						
その他資産	-	220,863	220,863	-	215,000	215,000
資産合計	-	220,863	220,863	-	215,000	215,000
負債および資本						
その他負債	214,732	-	214,732	25,573	-	25,573
資本金	735,000	-	735,000	735,000	-	735,000
負債および株主資本合計	949,732	-	949,732	760,573	-	760,573

b) 関連当事者間の収益および費用

(米ドル)	2020年度			2019年度		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
収益						
サービス報酬収入	-	220,000	220,000	-	215,000	215,000
収益合計	-	220,000	220,000	-	215,000	215,000

c) 経営幹部報酬

経営幹部報酬（米ドル）	2020年度	2019年度
短期従業員給付	107,093	105,756
経営幹部報酬合計	107,093	105,756

14. 親会社および最終的な持株会社

2020年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

15. 公表後、2020年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

2020年12月31日に終了した事業年度の会計報告において適用が義務付けられていない新たな会計基準・解釈指針が複数公表されている。当社はこれらについて前倒しでの適用を行っていない。これらの基準は当社の現在または今後の報告期間において重大な影響を及ぼすものではなく、かつ当社の近い将来における取引に対しても重大な影響を及ぼすものではないと予測される。

16. 後発事象

当会計年度終了後に、将来の会計年度における当社の営業、その営業実績、および情勢に重大な影響を及ぼす、または及ぼす可能性があるような事象・状況等は発生していない。

17. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2021年6月10日開催の当社取締役会において公表が承認された。

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of Profit or Loss for the Year Ended 31 December 2020

USD	Reference to Note	2020	2019
Interest income		16,025	34,534
- of which Interest income from instruments at amortised cost		16,025	34,534
Net interest income	4	16,025	34,534
Service fee income	5	220,000	215,000
Other loss		—	(21)
Net revenues		236,025	249,513
General, administrative and other operating expenses	6	(111,476)	(143,734)
Operating profit before allowance and taxation		124,549	105,779
Profit before tax		124,549	105,779
Income tax expense	7	—	—
Profit after tax		124,549	105,779

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of Financial Position as at 31 December 2020

USD	Reference to Note	2020	2019
Assets			
Cash and due from banks	9	1,643,796	1,436,186
Other assets	10	220,970	217,427
Total assets		1,864,766	1,653,613
Liabilities			
Other liabilities	10	217,933	131,329
Total liabilities		217,933	131,329
Shareholders' equity			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		911,833	787,284
Total shareholders' equity		1,646,833	1,522,284
Total liabilities and shareholders' equity		1,864,766	1,653,613

Approved and authorised for issue by the board of directors on 10 June 2021


 Brian Burkholder

)
) Director
)
)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of Changes in Equity for the Year Ended 31 December 2020

USD	Share capital	Retained earnings	Total
2020			
Balance at 1 January	735,000	787,284	1,522,284
Profit for the year	—	124,549	124,549
Balance at 31 December	735,000	911,833	1,646,833
2019			
Balance at 1 January	735,000	681,505	1,416,505
Profit for the year	—	105,779	105,779
Balance at 31 December	735,000	787,284	1,522,284

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of Cash Flows for the Year Ended 31 December 2020

USD	Reference to Note	2020	2019
Cash flows from operating activities			
Profit for the year		124,549	105,779
Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities			
Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:			
Interest Income	4	(16,025)	(34,534)
Other Loss		—	21
Cash generated from operating activities before changes in operating assets and liabilities		108,524	71,266
Net (increase) in operating assets:			
Other assets		(3,543)	(10,575)
Net (increase) in operating assets		(3,543)	(10,575)
Net increase in operating liabilities:			
Other liabilities		86,604	127,594
Net increase in operating liabilities		86,604	127,594
Interest income received	4	16,025	34,534
Net cash generated from operating activity		207,610	222,819
Net increase in cash and cash equivalents		207,610	222,819
Cash and cash equivalents at the beginning of year		1,436,186	1,213,367
Cash and cash equivalents at the end of year		1,643,796	1,436,186
Cash and due from banks	9	1,643,796	1,436,186
Cash and cash equivalents at the end of year		1,643,796	1,436,186

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

Notes to the financial statements

1. Principal activities

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2. Significant Accounting Policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

(c) Foreign currency

The Company's functional and presentation currency is United States Dollars ("USD"). Foreign currency transactions during the year are translated into USD at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into USD using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

2. Significant Accounting Policies (continued)

(d) Cash and cash equivalents

Cash and due from banks comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Other assets

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less Expected Credit Loss ("ECL") (refer to Note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortised cost. The impairment requirements are based on a forward-looking expected credit loss model by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. This requires considerable judgement over how changes in economic factors affect ECLs, which is determined on a probability-weighted basis.

(h) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, service fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

(i) Expenses

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

2. Significant Accounting Policies (continued)

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
 - (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Standards and Interpretations effective in the current period

The Company has applied the following standards and amendments for the first time for their annual reporting period commencing 1 January 2020:

- Definition of Material – amendments to IAS 1 and IAS 8
- Revised Conceptual Framework for Financial Reporting

The amendments listed above did not have any impact on the amounts recognised in prior periods and are not expected to significantly affect the current or future periods.

3. Changes in Accounting Policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented in Note 2(k).

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 15).

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

4. Net Interest Income

USD	2020	2019
Net interest income		
Interest income on cash and due from banks	16,025	34,534
Total interest income	16,025	34,534

All the above interest income on instruments are at amortised cost.

5. Service Fee Income

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

USD	2020	2019
Revenues		
Service fee income	220,000	215,000
Total revenues	220,000	215,000

6. General, Administrative and Other Operating Expenses

USD	2020	2019
General administrative and other operating expenses		
Other expenses	—	(34,668)
Bank charges	(1,182)	(191)
Auditor remuneration	(3,201)	(3,119)
Directors' remuneration	(107,093)	(105,756)
Total general administrative and other operating expenses	(111,476)	(143,734)

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

7. Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 10 October 2039. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

8. Unconsolidated Structured Entities*Sponsored unconsolidated structured entities*

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2019: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2020:

Global REIT Income Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Div Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japanese Government Bond 17-20 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australia REIT Fund
Australia REIT Plus
US Treasury 5-7 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
HOLT Euro Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
PIMCO Short Term Income Strategy Fund

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

8. Unconsolidated Structured Entities (continued)

PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Foreign Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
SBI Pictet Asia Hi-Tech Venture Fund
AUD Short Term Bond Fund
Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Downside Control Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*

* The funds were terminated during 2020.

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

9. Cash and Due from Banks

Cash and cash equivalents comprise:

USD	2020	2019
Cash and due from banks		
Cash and due from banks	1,643,796	1,436,186
Total cash and due from banks	1,643,796	1,436,186

10. Other Assets and Other Liabilities

USD	2020	2019
Other assets		
Interest and fees receivable	220,970	217,427
Total other assets	220,970	217,427
Other liabilities		
Interest and fees payable	217,933	131,329
Total other liabilities	217,933	131,329

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

11. Share Capital

(a) Authorised and issued share capital

	2020		2019	
	No. of shares	USD	No. of shares	USD
Authorised:				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Issued and fully paid up:				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

12. Financial Risk Management and Fair Values (continued)

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2020 and 2019, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2020 and 2019, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD").

As the HKD is pegged to the USD, the Company considers that the risk of movements in exchange rates between USD and HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2020 and 2019.

13. Material Related Party Transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions.

(a) Related party balance sheet transactions

	31 December 2020			31 December 2019		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
USD						
Assets						
Other assets	—	220,863	220,863	—	215,000	215,000
Total assets	—	220,863	220,863	—	215,000	215,000
Liabilities and Equity						
Other liabilities	214,732	—	214,732	25,573	—	25,573
Share capital	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
Total liabilities and shareholders' equity	949,732	—	949,732	760,573	—	760,573

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

13. Material Related Party Transactions (continued)

(b) Related party revenues and expenses

USD	2020			2019		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Revenues						
Service fee income	—	220,000	220,000	—	215,000	215,000
Total revenues	—	220,000	220,000	—	215,000	215,000

(c) Remuneration of key management personnel

Remuneration of key management personnel (USD)	2020	2019
Short-term employee benefits	107,093	105,756
Total Remuneration of key management personnel	107,093	105,756

14. Parent and Ultimate Holding Company

At 31 December 2020, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

15. Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2020

Certain new accounting standards and interpretations have been published that are not mandatory for 31 December 2020 reporting periods and have not been early adopted by the Company. These standards are not expected to have a material impact on the entity in the current or future reporting periods and on foreseeable future transactions.

16. Subsequent Events

There have been no matters or circumstances that have arisen since the end of the financial period, which significantly affected, or may significantly affect, the operations of the Company, the results of those operations, or the state of affairs of the Company in future financial years.

17. Approval of Financial Statements

The financial statements were approved for issue by the board of directors of the Company on 10 June 2021.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、担保付スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

本書提出日現在において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2021年9月末日現在の額は、100米ドル(1万1,192円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービシズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSC L」といいます。)の完全子会社です。ICSC Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSC Lの最終親会社は、ユーロネクストに上場しているオランダの居住者会社インター・トラスト・エヌブイ(Intertrust N.V.)です。

- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(Brown Brothers Harriman & Co.) (「管理事務代行会社」および「保管会社」)

(イ) 資本金の額

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの2021年6月末日現在の資本金の額は、10億4,000万米ドル(約1,163億9,680万円)です。

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州、アジア、中南米等に所在する様々な機関投資家(投資ファンドを含みます。)向けのサービス保管、多通貨会計および現金管理の各種機能を提供するフルサービス型金融機関です。保管会社は、1940年米国投資顧問業法(改正法)が規定する規則206(4)-2(d)(6)の意味における「資格を有する保管会社」です。

- (3) クレディ・スイス証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2021年9月末日現在 781億円

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス証券株式会社は、クレディ・スイスの日本における拠点として、証券・投資銀行業務を展開しています。日本での長い経験とグローバルな実績をもとに、株式、債券、コーポレート・アドバイザリー、ファイナンス、プライベート・エクイティ、オルタナティブなど、多岐にわたるサービスを提供しています。

- (4) 株式会社SMBC信託銀行(「販売会社」)

(イ) 資本金の額

2021年9月末日現在 875億5,000万円

(ロ) 事業の内容

株式会社SMBC信託銀行は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務および併営業務を営んでいます。

- (5) クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International)(「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2021年7月末日現在の払込済株式資本は、113億6,600万米ドル(約1兆2,720億8,272万円)です。

(ロ) 事業の内容

英国法に基づいて設立され、英国に本拠地を置く銀行であるクレディ・スイス・インターナショナル(以下「C S I」といいます。)は1990年5月9日に、1985年会社法に従ってイングランドおよびウェールズで設立されました(登記番号2500199)。1990年7月6日には、「クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ」という社名の無限責任会社に登記が変更され、2000年3月27日に「クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル」に、2006年1月16日に「クレディ・スイス・インターナショナル」に社名が変更されました。C S Iはクレディ・スイス・グループ・アーゲーの間接完全子会社です。登記上の本店はロンドンにあり、ワン・カボット・スクウェア、ロンドン、E14、4QJ、電話番号は+44 (0)20 7888 8888です。C S Iの取引主体識別子(L E I)は、E58DKGMJYYYJLN8C3868です。C S Iは、ブルーデンス規制機構(P R A)の認可を受けており、英国金融行為監督機構(F C A)およびP R Aによる規制を受けています。

C S Iは無限責任会社であり、このため同社株主は、同社の清算時にその資産に不足分がある場合、それに対応するための連帯無限責任を負います。同社資産に不足分がある場合にそれに対応するための株主の連帯無限責任は、同社の清算時においてのみ適用します。よって、その清算までは、有価証券の保有者は同社資産に対してのみ償還請求権を有し、その株主の資産については当該請求権を有しません。

C S Iは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業(金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品を含みます。)です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。その事業は、クレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)のグローバルマーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびキャピタルマーケット部門の一環として行われています。

C S Iは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員です。クレディ・スイス・グループは世界50ヵ国以上に拠点を持ち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elia Trustee (Cayman) Limited)

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)

登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を提供します。

(3) クレディ・スイス証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

(4) 株式会社S M B C 信託銀行

ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻業務を行います。

(5) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（その後の改正を含む。）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法（その後の改正を含む。）または地域会社（管理）法（その後の改正を含む。）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
 - (a) 1993年7月に施行されたミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
 - (b) 2020年2月に施行されたプライベート・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。）は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合（または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合）を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、（2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される）クローズド・エンド型ファンドおよび（2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される）限定投資家ファンド（以下に定義される）が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（その後の改正を含む。）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップ

であり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- (a) 投資持分の所有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

- (a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法または保険法(その後の改正を含む。)に基づき免許を付与された者
- (b) 建設社会法(その後の改正を含む。)または友好社会法(その後の改正を含む。)に基づき登録された者
- (c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)を除く。

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した(改正)ミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要がない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、また

はその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならず、当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権について全ての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務および全ての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を発表することがある。

4.2 全ての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。

(a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

(d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。

(e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許を受けた

ミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまは行おうと企図している場合。

- 4.3 全ての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。
- 4.4 2006年12月27日に発効した2006年投資信託(年次申告書)規則(その後の改正を含む。)に従って、全ての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産の全てまたは実質上資産の全てを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託の全てをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の

会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

() ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

() 当該免許が、以下各号のいずれかにおいて「企業サービスプロバイダー」として定義されている場合、

(A) 会社法(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。)の第XVIIA。

(B) 有限責任会社法(その後の改正を含む。)の第12。

(C) 有限責任パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の第8。

(併せて、以下「受益権法令」という。)

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
 - () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。

- () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- () 免除会社は、適用される受益権法令を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務大臣が与える当該約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としないう旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含む。)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。)(当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンローの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、税務情報庁法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはその他の媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
 - () リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
 - () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ピークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)に関連してますます活用されている。
- (d) とりわけ、オンショア・オフショアのファンド構造においてオンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用能率をもたらし、かかる構成における異なるピークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。契約法(第三者の権利法)(その後の改正を含む。)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の

管轄下にある) グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為または全ての行為を行うことができる。

- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。
- (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
- (e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

(c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

(a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。

(b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

(c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。

(d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

(e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。

7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。

8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

(a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

(b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

(a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。

(c) 受益権法令に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、受益権法令に違反した場合。

(d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合。

(e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。

(f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

(h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

() CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。

() CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。

() 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。

() 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。

() CIMAの命令に従い、名称を変更すること。

() 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。

() 少なくとも2人の取締役をおくこと。

() CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

(c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。

(d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。

(c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。

(d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。

(e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されている全ての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行

- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- (a) 規制投資信託

- (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった者
 - (d) 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
 - (b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における全ての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法または受益権法令の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益権法令のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益権法令のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事項。
 - (c) 投資信託管理者に関する事項。
- ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。
- (a) 例えば秘密情報開示法(その後の改正を含む。)、犯罪収益に関する法律(その後の改正を含む。)(以下「犯罪収益法」という。) または薬物濫用法(その後の改正を含む。) 等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
 - (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。) に関係する場合。

- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはC I M Aが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とC I M Aの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
- (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
- (f) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。)。
- (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してC I M Aが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとC I M Aが認めることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法(その後の改正を含む。)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(その後の改正を含む。)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(その後の改正を含む。)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第7.17(d)項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（その後の改正を含む。）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（その後の改正を含む。）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。
かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要な全ての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言された全ての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する

副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域3またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(その後の改正を含む。)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定通りにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされる全ての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金の全てまたは実質的に全てを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用する全ての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の全てのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付する全ての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
 - (xx) 以下の記述。
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融

庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙等に以下の事項を記載することがあります。
 - ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けるが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属する旨。
- (5) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (6) ファンド証券の券面は、原則発行されません。
- (7) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがあります。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島に設立された有限会社）

取締役会への独立監査人の報告書

意見

監査対象

3 ページから15ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という。）の財務諸表。内容は以下の通り。

- a．財政状態計算書（2020年12月31日現在）
- b．損益計算書（2020年12月31日終了事業年度）
- c．持分変動計算書（2020年12月31日終了事業年度）
- d．キャッシュ・フロー計算書（2020年12月31日終了事業年度）
- e．重要な会計方針の概要を含む財務諸表に対する注記

監査意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、2020年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（「ISA」）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

監査の独立性

当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が発行する職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（「IESBA規程」）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島に設立された有限会社）

取締役会への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として意見を報告し、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査全体にわたって専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- a．不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- b．状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- c．採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- d．取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- e．開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

プライスウォーターハウスクーパース

公認会計士

香港、2021年6月10日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

What we have audited

The financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 3 to 15, which comprise:

- a. the statement of financial position as at 31 December 2020;
- b. the statement of profit or loss for the year then ended;
- c. the statement of changes in equity for the year then ended;
- d. the statement of cash flows for the year then ended; and
- e. the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2020, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRSs").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code"), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of Directors for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRSs, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. We report our opinion solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- a. Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- b. Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- c. Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- d. Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- e. Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers
Certified Public Accountants
Hong Kong, 10 June 2021

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。